

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(VII-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>保育の受け皿を拡大するとともに、それを支える保育人材の確保を図ること(施策目標VII-1-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標1:利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>子ども家庭局保育課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局保育課長 本後 健</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>○ 「子育て安心プラン」(平成29年6月公表)では、待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、約32万人分の保育の受け皿を令和2(2020)年度末までに確保することを目標としていたところ、令和3年4月1日時点の待機児童数は5,634人(対前年▲6,805人)と待機児童数調査開始以来最少の調査結果となるとともに、令和2年度末までに約26.1万人分の受け皿を拡大した。</p> <p>○ 一方で女性の就業率については更なる上昇が見込まれており、今後の目標(令和7年に82%)に対応していくためには、更なる保育の受け皿の整備が必要である。このため、「新子育て安心プラン」(令和2年12月21日公表)では、第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。</p> <p>○ 待機児童の解消に向けて、保育の受け皿整備とともに、保育人材の確保を一体的に進めている。具体的には、保育の現場・職業の魅力向上検討会の議論も踏まえ、①処遇改善、②新規の資格取得の促進、③就業継続、④離職者の再就職に加え、保育の現場と職業の魅力向上の促進といった観点から総合的に支援している。</p> <p>○ また、延長保育や病児・病後児保育など、子育て家庭における様々なニーズに対応した多様な保育の充実を図っている。</p>										
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>○ 全国の市区町村のうち約8割の市区町村は待機児童を解消しており、待機児童のいる市区町村の6割超が都市部となっている。また、人口増加率が高いほど、待機児童のいる自治体が多いことから、人口が増加している自治体には、引き続き、保育の受け皿整備を進める必要がある。一方で、人口が減少しているが待機児童数が増加している自治体もあり、地域ごとに状況が異なっていることから、今後は地域の特性に応じた支援がより一層重要となっている。</p> <p>○ また、女性就業率(25歳から44歳)は年々上昇しており、今後も保育所等の利用申し込みの増加が見込まれることから、全体として更なる保育の受け皿の整備と、それを支える保育人材の確保が課題となっている。</p>									
<p>2</p>	<p>働き方が多様化する中で、延長保育や病児保育といった多様な保育ニーズが高まっており、通常行われている保育では対応しきれない保育需要への対応が課題となっている。</p>										
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>						
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>女性就業率の上昇や働き方の多様化などに対応できる保育の受け皿確保</p>				<p>女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申し込み率が伸びることが見込まれ、増加する保育の申込に対応できる保育の受け皿が必要となるため。</p>						
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>多様な就労形態に応じた保育サービスの推進</p>				<p>保護者の多様な就労形態・就労時間に対応するため、多様な保育を推進する必要があるため。</p>						
<p>達成目標1について</p>											
<p>① 保育の受け皿の整備量(令和2年度比(令和2年度までは平成29年度比))(アウトカム)</p>	<p>0</p>	<p>令和2年度末(令和2年度までは平成29年度)</p>	<p>約14万人(令和2年度末までは約32万人)</p>	<p>令和6年度末(令和2年度末までは令和2年度末)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>32万人(累計)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>「新子育て安心プラン」では、2024年度(令和6年度)末までに14万人分の保育の受け皿を確保することとしていることから、令和2年度を基準として、2024年(令和6年)度末に14万人分の保育の受け皿が整備されていることを目標としている。</p>	<p>「新子育て安心プラン」では、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することを目標としているため、これと同様の目標値を設定している。また、内閣府成長戦略フォローアップ工程表のKPIとしても設定されている。</p>
<p>達成手段1 (開始年度)</p>	<p>令和2年度 予算額 執行額</p>	<p>令和3年度 予算額 執行額</p>	<p>令和4年度 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>令和4年度行政事業レビュー事業番号</p>	
<p>(1) 保育所等整備交付金(平成27年度)</p>	<p>101,034百万円 93,808百万円</p>	<p>88,445百万円 81,105百万円</p>	<p>41,674百万円</p>	<p>1</p>	<p>市町村整備計画に基づく保育所等の整備に必要な経費の一部を交付する。</p>					<p>2022-厚労-21-0704</p>	
<p>(2) 保育対策総合支援事業費(平成27年度)</p>	<p>67,901百万円 66,721百万円</p>	<p>59,534百万円 59,273百万円</p>	<p>45,319百万円</p>	<p>1,2,3</p>	<p>「子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保対策等の実施に必要な経費の一部を補助する。</p>					<p>2022-厚労-21-0705</p>	
<p>(3) 仕事・子育て両立支援事業費補助金(平成28年度)</p>	<p>227,408百万円 227,128百万円</p>	<p>194,410百万円 193,899百万円</p>	<p>184,614百万円</p>	<p>1</p>	<p>事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する。(内閣府所管)</p>					<p>- (内閣府予算)</p>	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準値	目標年度	目標値	年度ごとの実績値							
					平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
② 延長保育等の保育サービス(受入可能児童数) (アウトカム)	81万人	平成25年度	122.3万人	令和6年度	97万人	101万人	120.1万人	121.1万人	121.7万人	・ 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の項目を測定指標として設定した。 集計中 (令和5年3月目途公表予定)	・ 前回の第3次少子化社会対策大綱における数値目標は、利用児童数としていたが、今回の第4次少子化社会対策大綱における数値目標は、需要を増やすのではなく、需要に対応できる供給体制を整備することが重要であるという観点から、「利用児童数」から「受入可能児童数」に見直すこととした(年度ごとの目標値は、令和元年度までは前回の第3次少子化社会対策大綱の数値目標を、令和2年度以降は今回の第4次少子化大綱の目標値をベースに設定)。また、年度毎の実績値については、利用児童数の数値を計上している。	
3 病児保育事業(受入可能児童数) (アウトカム)	延べ50万人	平成25年度	延べ207.5万人	令和6年度	延べ131万人	延べ150万人	延べ195.9万人	延べ200.9万人	延べ203.9万人			・ 少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条の規定に基づく「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)において、令和2年度から令和6年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を掲げているため、同大綱の項目を測定指標として設定した。 集計中 (令和5年3月目途公表予定)
達成手段2 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(4)	子ども・子育て支援交付金 (平成27年度)	164,243百万円の内 136,091百万円の内 数	173,794百万円の内 130,888百万円の内 数	181,153百万円の内 数	1.2.3	子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施される地域子ども・子育て支援事業(支援法第59条)に対し、市町村が支弁した費用について、国が予算の範囲内で交付金を交付し、事業の推進を図る。(内閣府所管)					- (内閣府予算)	
(5)	子どものための教育・保育給付費補助金 (平成27年度)	6,933百万円 1,303百万円	6,933百万円 1,041百万円	6,933百万円	1.2.3	「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。(内閣府所管)					- (内閣府予算)	
(6)	子どものための教育・保育給付交付金 (平成27年度)	1,338,956百万円 1,318,121百万円	1,393,168百万円 1,371,167百万円	1,491,839百万円	1.2.3	子ども・子育て支援法第68条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。(内閣府所管)					- (内閣府予算)	
施策の予算額(執行額)(千円)		令和2年度			令和3年度			令和4年度			政策評価実施予定 時期	令和6年度
		1,906,553,719			1,916,307,676			2,021,700,554				
		1,863,109,546			1,857,388,335							
施政方針演説等の名称					年月日			関係部分(概要・記載箇所)				
第208回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明					令和4年2月25日			待機児童の早期解消を目指し、新子育て安心プランに基づき、二〇二四年度末までに約十四万人分の保育の受皿を整備するとともに、保育の質の確保、向上を図ってまいります。				